

セーフティネット保証5号 (ロー①) の認定手続きについて

< 中小企業信用保険法第2条第5項第5号 (ロー①) >

◎認定要件 (この要件に該当しない場合は、他の要件を確認してください。)

①営んでいる事業が全て指定業種 (経済産業大臣が指定した業種) である。

※業種の判定にあたっては、平成25年改定の日本標準産業分類により、営んでいる事業がどの細分類に該当するか判定してください。次に、指定業種リストにより上の基準を満たすか確認してください。

②最近1か月の原油等の平均仕入単価が前年同期と比べて20%以上上昇している。

※最近1か月とは、前月とします。ただし、月が変わって15営業日目までは、前々月でもかまいません。

③最近3か月の売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占めている。

※最近3か月とは、上記の月とその前の2か月とします。

④最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期と比べて上回っている。

◎提出書類

①認定申請書【指定様式】	各1部	・実印を押してください。訂正する場合も実印で訂正してください。 ・認定書が複数必要な場合は、必要部数+1枚を提出してください。
②添付書類【指定様式】		・実印を押してください、訂正する場合も実印で訂正してください。
③売上・原価確認資料のコピー		・最近3か月と前年同期の売上高及び売上原価が確認できる資料を提出してください。(例：月次試算表等のコピー) ・円単位まで確認できる資料を提出してください。
④仕入単価確認資料のコピー		・最近1か月と前年同期の原油等の仕入単価が確認できる資料を提出してください。(例：仕入台帳、請求書等のコピー)
⑤確定申告書一式のコピー		(法人) 決算報告書、勘定科目内訳書等を含む。 (個人) 収支内訳書や青色決算書を含む。
⑥履歴事項全部証明書のコピー		(法人) 取得から3か月以内のもの、インターネット謄本可
⑦委任状 (金融機関が代理申請を行う場合)		
⑧金融機関の方の名刺 (金融機関が代理申請を行う場合)		

※法人は本店登記地、個人は事業所 (店舗) 所在地を管轄する市区町村長に申請してください。

※日本標準産業分類の業種名と許認可証の業種名は異なる場合がありますので注意してください。

※保証を申し込む際の重要な資料となります。記入内容に誤りの無いよう十分に注意してください。

【問い合わせ先】 川口市役所 経営支援課 経営支援係 電話048-258-1647

セーフティネット保証5号 (ロー②) の認定手続きについて

< 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロー②) >

◎認定要件 (この要件に該当しない場合は、他の要件を確認してください。)

①複数の業種を営み、主たる事業が指定業種(経済産業大臣が指定した業種)である。

※業種の判定にあたっては、平成25年改定の日本標準産業分類により、営んでいる事業がどの細分類に該当するか判定してください。次に、指定業種リストにより上の基準を満たすか確認してください。

②企業全体・主たる事業それぞれについて、最近1か月の原油等の平均仕入単価が前年同期と比べて20%以上上昇している。

※最近1か月とは、前月とします。ただし、月が変わって15営業日目までは、前々月でもかまいません。

③企業全体・主たる事業それぞれについて、最近3か月の売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占めている。

※最近3か月とは、上記の月とその前の2か月とします。

④企業全体・主たる事業それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期と比べて上回っている。

◎提出書類

①認定申請書【指定様式】	各1部	・実印を押してください。訂正する場合も実印で訂正してください。 ・認定書が複数必要な場合は、必要部数+1枚を提出してください。
②添付書類【指定様式】		・実印を押してください、訂正する場合も実印で訂正してください。
③売上・原価確認資料のコピー		・最近3か月と前年同期の売上高及び売上原価が確認できる資料を提出してください。(例：月次試算表等のコピー) ・円単位まで確認できる資料を提出してください。
④仕入単価確認資料のコピー		・最近1か月と前年同期の原油等の仕入単価が確認できる資料を提出してください。(例：仕入台帳、請求書等のコピー)
⑤確定申告書一式のコピー		(法人) 決算報告書、勘定科目内訳書等を含む。 (個人) 収支内訳書や青色決算書を含む。
⑥履歴事項全部証明書のコピー		(法人) 取得から3か月以内のもの、インターネット謄本可
⑦委任状(金融機関が代理申請を行う場合)		
⑧金融機関の方の名刺(金融機関が代理申請を行う場合)		

※法人は本店登記地、個人は事業所(店舗)所在地を管轄する市区町村長に申請してください。

※日本標準産業分類の業種名と許認可証の業種名は異なる場合がありますので注意してください。

※保証を申し込む際の重要な資料となります。記入内容に誤りの無いよう十分に注意してください。

【問い合わせ先】 川口市役所 経営支援課 経営支援係 電話048-258-1647

セーフティネット保証5号 (ロー③) の認定手続きについて

< 中小企業信用保険法第2条第5項第5号 (ロー③) >

◎認定要件 (この要件に該当しない場合は、他の要件を確認してください。)

①複数の業種を営むなかに指定業種 (経済産業大臣が指定した業種) がある。

※業種の判定にあたっては、平成25年改定の日本標準産業分類により、営んでいる事業がどの細分類に該当するか判定してください。次に、指定業種リストにより上の基準を満たすか確認してください。

②指定業種に係る最近1か月の原油等の平均仕入単価が前年同期と比べて20%以上上昇している。

※最近1か月とは、前月とします。ただし、月が変わって15営業日目までは、前々月でもかまいません。

③企業全体の最近3か月の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上を占めている。

※最近3か月とは、上記の月とその前の2か月とします。

④指定業種の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、前年同期と比べて上回っている。

⑤企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、前年同期と比べて上回っている。

◎提出書類

①認定申請書【指定様式】	各1部	・実印を押してください。訂正する場合も実印で訂正してください。
②添付書類【指定様式】		・認定書が複数必要な場合は、必要部数+1枚を提出してください。
③売上・原価確認資料のコピー		・最近3か月と前年同期の売上高及び売上原価が確認できる資料を提出してください。(例：月次試算表等のコピー)
④仕入単価確認資料のコピー		・円単位まで確認できる資料を提出してください。
⑤確定申告書一式のコピー		・最近1か月と前年同期の原油等の仕入単価が確認できる資料を提出してください。(例：仕入台帳、請求書等のコピー)
⑥履歴事項全部証明書のコピー		(法人) 決算報告書、勘定科目内訳書等を含む。
⑦委任状 (金融機関が代理申請を行う場合)		(個人) 収支内訳書や青色決算書を含む。
⑧金融機関の方の名刺 (金融機関が代理申請を行う場合)		(法人) 取得から3か月以内のもの、インターネット謄本可

※法人は本店登記地、個人は事業所 (店舗) 所在地を管轄する市区町村長に申請してください。

※日本標準産業分類の業種名と許認可証の業種名は異なる場合がありますので注意してください。

※保証を申し込む際の重要な資料となります。記入内容に誤りの無いよう十分に注意してください。

【問い合わせ先】 川口市役所 経営支援課 経営支援係 電話048-258-1647